

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都知事の職務代理順序に関する規則……………一
……………(政策企画局総務部管理課)……………一
- 東京都副知事の担任事項……………一
……………(政策企画局総務部管理課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………一
- 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………二
……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………二
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………二
……………(同)……………二
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………二
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 保安林の指定解除予定……………二
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 都道の区域変更……………二
……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………四
- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正……………四

する規程……………四

公告

- 開発行為に関する工事完了……………四
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

規則

東京都知事の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百七号

東京都知事の職務代理順序に関する規則

知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次の順序で副知事とその職務を代理する。

- 第一順位 副知事 武市 敬
- 第二順位 副知事 黒沼 靖
- 第三順位 副知事 潮田 勉
- 第四順位 副知事 宮坂 学

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 東京都知事の職務代理順序に関する規則(令和二年東京都規則第百十四号)は、廃止する。

告示

東京都告示第千二百九十号

東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。

なお、令和三年東京都告示第六百二号(東京都副知事の

担任事項)は、令和三年十月二十四日をもって廃止した。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

副知事 担任事項

武市 敬 一 次の局等に関する事
財務局、主税局、都市整備局、環境局、建設局、港湾局、会計管理、住宅政策本部

黒沼 靖 二 次の行政委員会との連絡に関する事
取用委員会

一 次の局等に関する事
総務局、福祉保健局、交通局、水道局、下水道局、病院経営本部、中央卸売市場

潮田 勉 二 次の行政委員会等との連絡に関する事
人事委員会

一 次の局等に関する事
政策企画局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局、東京消防庁、都民安全推進本部

二 次の行政委員会等との連絡に関する事
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会

宮坂 学 一 次の局に関する事
デジタルサービス局

東京都告示第千二百九十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六

号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商号 W H I T E株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 ハク・ジェイ
- 三 主たる事務 港区南青山三丁目八番四十号 青山セン所の所在地 タービル二F
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇三〇五四号
- 五 免許年月日 平成三十一年二月十五日

●東京都告示第千二百九十二号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第五項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号)第二十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人日本食品衛生協会
渋谷区神宮前二丁目六番一号
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
台東区下谷二丁目一番十号
一般社団法人日本食鳥協会

千代田区岩本町二丁目九番七号
二 講習会の実施期間
令和三年十二月一日から令和四年二月三日まで
三 登録年月日
令和三年九月十三日

●東京都告示第千二百九十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修等」という。)を次のように指定する。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 受講対象者
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者
(一) へき地離島に居住する者
(二) 新型コロナウイルス感染症の影響等を含め、都合により研修会場等で行われる研修及び講習に出席して受講することができない者
(三) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認められた者
- 三 申込受付期間
令和三年十一月一日から同月三十日まで

四 受講料
(一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

●東京都告示第千二百九十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十九年東京都告示第千六百五号による保険に付すべき義務は、令和三年十月二十三日をもって消滅した。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

八丈島加入区

●東京都告示第千二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 解除を予定する保安林の所在場所
大島町野増字下センバ四三六番二及び同番三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

●東京都告示第千二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

別図

都道環状八号線区域変更略図
練馬区南田中三丁目地内

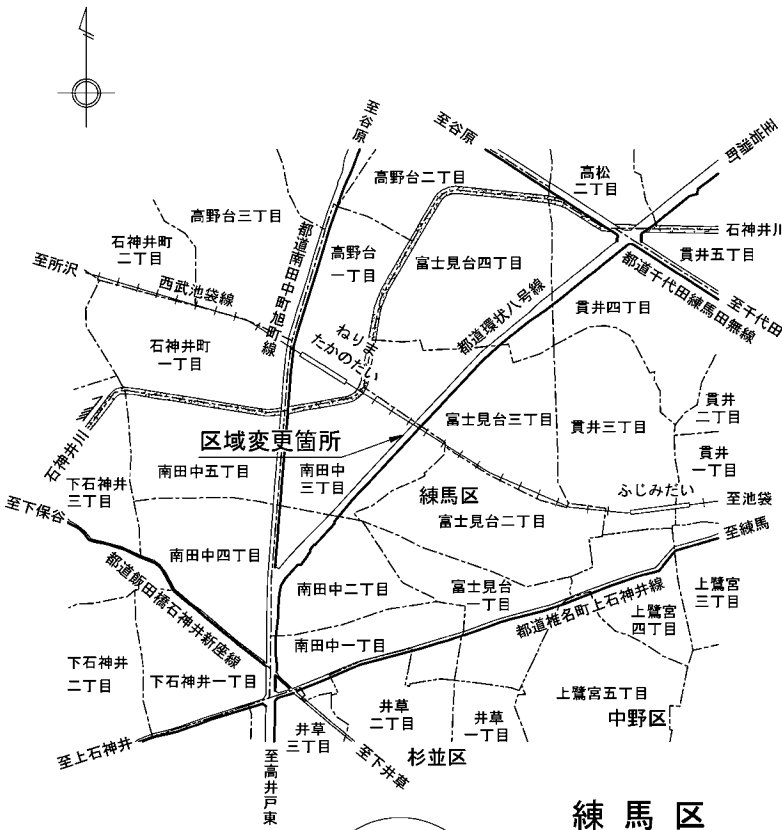
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年十月二十五日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十五日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 環状八号

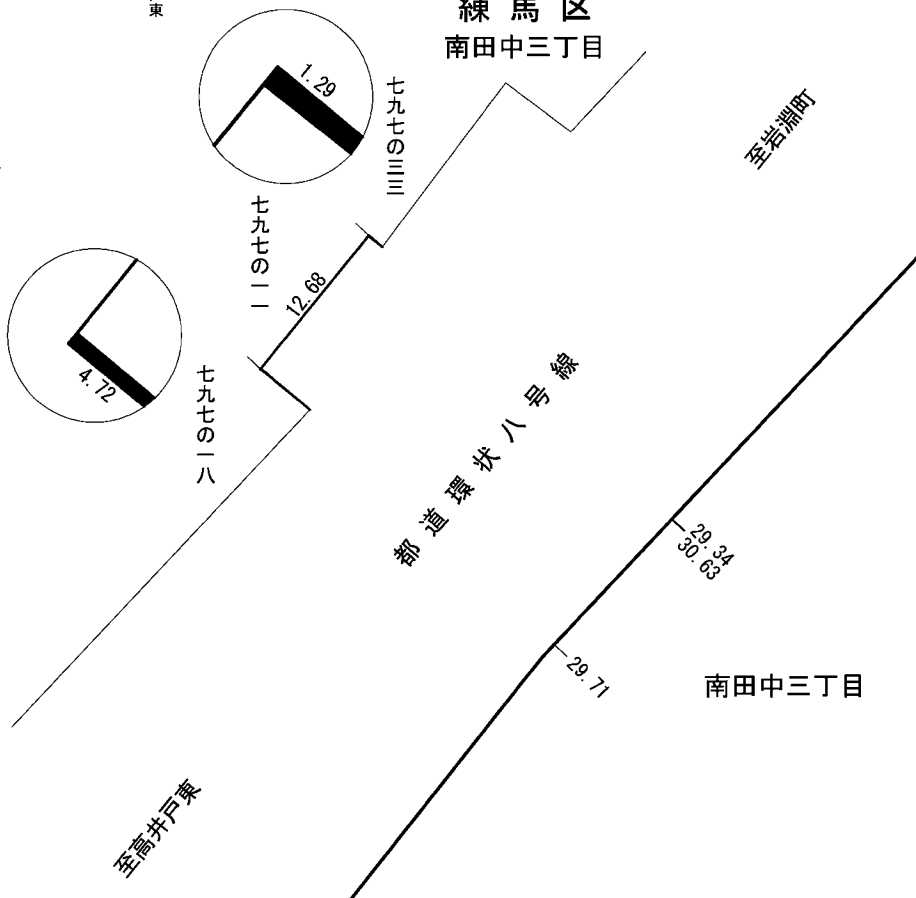
二 変更の区間 練馬区南田中三丁目七百九十七番十八地
三 変更の概要 先から同所同番三十三地先まで
別図表示のとおり



延長 一・二・七二メートル
面積 〇・〇九平方メートル



練馬区
南田中三丁目



告示(公)

●東京都公安委員会告示第305号

警察法(昭和29年法律第162号)第43条の規定に基づき、東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則(平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号)第9条の規定に基づき、令和3年10月24日付けをもって、次のとおりとした。

令和3年10月25日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

委員長代理 前田 雅英

規程(交)

●交通局規程第五十八号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を

改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。別表東京都交通局有明自動車営業所の項中「海第一号系統」を「都第四号系統、海第一号系統」に改める。

附則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和三年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小平市学園東町三丁目三番七 小平市学園東町三丁目九番十七ー八号 宮崎 久敬

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月二十五日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター
- 二 店舗所在地 品川区東品川四丁目十二番四号ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝
- 七 変更後の設置者の代表者名 大山 一也
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十四名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十三名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンペット株式会社ほか一名
- 十一 変更前の小売業者の代表者名 辻 晴芳(イオンペット株式会社)ほか
- 十二 変更後の小売業者の代表者名 米津 一郎(イオンペット株式会社)ほか
- 十三 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十四 届出日 令和三年十月六日
- 十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

<p>十六 縦覧期間</p> <p>振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>令和三年十月二十五日から令和四年二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間</p> <p>振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>令和三年十月二十五日から令和四年二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 葛西ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区西葛西三丁目九番十九号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 大山 一也</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか九名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか八名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社さが美ほか一名</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 平松 達夫（株式会社さが美）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 形部 幸裕（株式会社さが美）ほか</p> <p>十二 変更日 令和三年四月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和三年十月六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>	<p>十六 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

